

規制影響分析書

規制の名称	有料放送の料金に関する規制緩和		
担当部局	総務省情報通信政策局放送政策課		
評価実施日	平成19年3月23日		
規制の内容・目的	放送の多チャンネル化の進展等を踏まえ、放送事業者における柔軟な事業展開を可能とするため、地上放送の料金の制定等について、総務大臣の認可制を届出制に改める。		
	根拠条文	放送法第52条の4第1項(改正後)	
想定され得る選択肢	◆選択肢1:	現状維持	
	◆選択肢2:	地上放送(多重放送以外のもの)による有料放送の料金設定について、届出制とする。	
期待される効果	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	柔軟な事業展開	・料金の設定、変更認可が必要。	・視聴者ニーズへの迅速かつ柔軟な対応が可能となる。
	視聴者の利益確保	—	・視聴者の利益を阻害していると認められるときの変更命令(第52条第2項)により、必要最小限の利益確保が可能。
想定される負担	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	実施に要する負担(行政コスト)	・現状どおり。	・法改正を実施するためのコストが発生する。
	実施により生じる負担(遵守コスト)	・現状どおり。	・事前届出手続に要するコストが発生する。
	その他の負担(社会コスト)	・現状どおり。	—
各選択肢間の比較	放送事業は有限希少な電波を使用する等のため免許・認定の参入手続等が必要であり、有料放送サービスについては、事業の迅速かつ柔軟な対応を可能としつつ、同サービスを国民に最大限に普及させるため、その料金を、できる限り多くの視聴者が利用可能な水準とすることが必要である。 選択肢1(現状維持)を採用した場合、不当な料金設定により視聴者の利益が阻害されるおそれを事前に排除することができるが、事業の迅速かつ柔軟な対応を可能とする可能性は現状と変わらない。このため、視聴者利益の確保に留意しつつ、事業者負担を最大限軽減するためには、現在認可制とされている地上放送(多重放送以外のもの)による有料放送の料金設定を届出制に移行し、全ての有料放送の料金設定を一律に届出制とすることが適切である。		
備考	「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会最終報告」(平成18年10月6日)において、「サーバー型サービスについて、今後、視聴者ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、その普及・発展を図っていくためには、視聴者利益の確保に十分留意しつつ、有料放送についての料金認可制を届出制に改める等の規制緩和を行うことが適当である」とされている。		